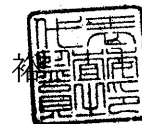


幸田町監査公示第2号

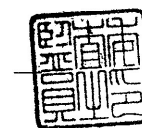
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、幸田町長から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和6年6月6日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



様式1(定期監査等用)

措置状況通知書

令和6年 5月30日

部課等名	住民こども部こども課		所属長職名	こども課長
指摘等の内容	□歳入 □歳出		☑一般会計 □特別会計	
	款項目節	20-15-20-17	事業名	放課後児童対策事業
	【内容】【公示番号 第1号 監査実施日 令和5年5月31日】 備品管理について、台帳と現物の照合作業が実施されていなかった。毎年度実施されるよう努められたい。(幸田小学校児童クラブ室・中央小学校児童クラブ室)			
措置等の内容	☑ 措置済		□ 検討中	□ 未措置
	① 発生原因 備品台帳の所管課の登録が1つ(児童クラブ)しかなく、備品がどこのクラブにあるかわかりにくかったため。			
	② 措置(検討)した内容 すべてのクラブ名を登録し、備品の所管課を登録した。照合して、存在していないものは登録を削除し、備品シールが貼られていない備品にシールを貼り直した。			
	③ 組織としての再発防止策、改善策等 備品の写真を撮影して、照合作業をよりやりやすくする。			

様式1(定期監査等用)

措置状況通知書

令和6年 5月30日

部課等名	企画部企画政策課		所属長職名	企画政策課長
指摘等の内容	□歳入 □歳出		☑一般会計 □特別会計	
	款項目節		事業名	
	【内容】【公示番号 第10号 監査実施日 令和 6年 1月23日】 ・備品管理について、台帳と現物の照合作業が実施されていなかった。毎年度実施されるよう努められたい。			
措置等の内容	☑ 措置済		□ 検討中	□ 未措置
	① 発生原因 備品の数が多く、手が回りきらなかった。			
	② 措置(検討)した内容 指摘以降に、照合作業を実施した。			
	③ 組織としての再発防止策、改善策等 備品の購入や修繕時には、支払いのタイミングで備品台帳を添付して決裁を受けることにする。 本庁舎外で保管している備品については、その施設の職員の協力を得て実施する。			